

E i w a N e w s

「経済危機対策」

平成 21 年 6 月
(No. 047)

先日、政府は6月の月例経済報告で景気について事実上の底打ち宣言を行う方向である、という新聞報道がありました。

しかし、いまだ失業率は改善せず、街角景気の指数には本格的な回復がみられません。

今般の世界的な経済危機に対し、政府は「経済危機対策」として、様々な施策を講じています。今回は、このうち、税制に関するものをご紹介します。

1. 住宅取得等のための時限的な贈与税の軽減

平成 21 年初から平成 22 年末までの間に、父母、祖父母等（いわゆる直系尊属）から居住用家屋の取得等に充てるために金銭の贈与を受けた場合には、この期間を通じて 500 万円まで贈与税が非課税となります。

なお、この非課税枠は、暦年課税（通常の贈与税）又は相続時精算課税の従来の非課税枠にあわせて適用することができます。

したがって、暦年課税の場合には、110 万円プラス 500 万円、つまり 610 万円までが非課税となりますし、相続時精算課税の場合には、最大、3,500 万円プラス 500 万円の 4,000 万円まで非課税となります。

さらに、相続時精算課税の適用については父母からの贈与に限定されているのに対し、今回の軽減措置は祖父母からの贈与も対象となります。

（相続時精算課税の詳細につきましては、お問い合わせください。）

この減税による経済効果は年 5,400 億円である、と国土交通省は試算しています。

2. 中小企業の交際費課税の軽減

資本金 1 億円以下の法人に係る交際費の定額控除限度額が、平成 21 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度から、400 万円から 600 万円に引き上げられます。

3. 研究開発税制の拡充

試験研究費の総額に係る税額控除制度等について、

- ① 平成 21、22 年度において税額控除ができる限度額が、当該事業年度の法人税額の 20% から 30%に引き上げられるとともに、
- ② 平成 21、22 年度に生じた税額控除限度超過額について、平成 23、24 年度において税額控除の対象とすることが可能となります。

なお、上記 1.~3.の租税特別措置法の改正案については、すでに衆院で可決され、今国会中に成立する見通しです。

4. 上場有価証券の評価損の損金算入に関する取扱いの明確化

国税庁は、政府が「経済危機対策」の具体的施策として「上場有価証券の評価損について、税務上の損金算入に関する取扱いの明確化・周知」を挙げたのを受け、4月3日に「上場有価証券の評価損に関する Q&A」をホームページにおいて公表しました。

その中では、

- ① 株価が 50%相当額を下回る場合における株価の回復可能性の判断基準
- ② 監査法人のチェックを受けて継続的に使用される形式的な判断基準
- ③ 株価の回復可能性の判断の時期
- ④ 株価の回復可能性の判断基準に該当した場合の評価損否認金の取扱い

について、事例が紹介されています。

その他、雇用調整助成金の拡充等の雇用対策、中小企業の資金繰り支援等の金融対策などから子育て支援や地域活性化まで、「経済危機対策」には様々な施策が盛り込まれています。

政府はその効果を、平成 21 年度実質 GDP の 2%の押し上げ、年間 40～50 万人程度の雇用創出と見込んでいます。

紙面の都合上、各項目の概要のご紹介にとどめておりますので、ご不明な点がございましたら、弊社事務所担当者までお気軽にお問い合わせくださいますよう、お願い申し上げます。